## 開放型病床利用についてのお知らせ

令和5年6月1日

## 1, 目的

開放型病床とは、市立大津市民病院と開業医が連携し、病院の医師と登録医が共同で診療(患者への指導を含む)するために設置する病床をいい、これを運営することにより、患者に対する継続的かつ効果的な診療体制の確保を図るとともに、相互に医学の研鑽に努めることを目的としています。

## 2, 内容

- 1) 登録医は、自身の紹介による当院の入院患者を当院の主治医と共に当院の病棟で診察します。登録医が診察するに当たっては、医療機器や施設を利用できます。
- 2) 必要に応じて当院が開催する各種研修会や講演会、各診療科のカンファレンス、症例検討会への参加も可能です。
- 3, 受入診療科

緩和ケア科 (緩和ケア病棟)、感染症科 (9B病棟) を除く診療科

- 4, 開放病床数
  - 一般病床 5床
- 5, 利用方法
  - 1) 登録医の診療時間は、原則、平日の午後1時から午後5時までの間とする。
  - 2) 登録医が入院した患者を診察する場合は、事前に地域医療連携室に連絡をして日時を決定する。
  - 3) 訪問当日は、地域医療連携室で白衣と名札を着用する。
  - 4) 地域医療連携室担当者が登録医を入院病棟に案内する。
  - 5) 登録医と当院の主治医が共に当院の病棟で診察する。
  - 6) 診察後、開放型病床共同指導票(以下、共同指導票という)を登録医と当院の主治医が記入する。
  - 7) 共同指導票を登録医と当院の主治医が記入後、双方が各々のカルテに添付(保管)する。
- 6, 開放型病床共同利用指導料について

開放型病床共同指導料 (I) は、登録医と当院主治医が共同で診察後、両者が記入した共同指導票に基づいて、登録医療機関で診療報酬を請求してください。

患者には入院費等と併せて請求します。

問い合わせ先

地方独立行政法人市立大津市民病院

地域医療連携支援センター 地域医療連携室

電話:077-522-4607(代表)

077-526-8192 (地域医療連携室直通)